

最高裁秘書第5221号

平成30年1月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成29年12月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第5006号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

- 1 提供する司法行政文書の情報等
辞令書（片面で1枚）
- 2 提供の実施方法
写しの送付

辞 令 書

(氏 名)

(発令内容)

平成29年法律第67号による改正前の裁判所法第68条
及び平成29年最高裁判所規則第4号による改正前の司法
修習生に関する規則第18条第2号により罷免する

平成29年12月13日

任命権者

最 高 裁 判

